

【北斗市軽度者福祉用具貸与費の例外給付に係る確認方法について】

(1) 被保険者の状態の確認

ケアマネジャーは、認定調査票を参考とし、被保険者の状態が例外給付基本調査票（別紙）の「厚生労働大臣が定める者のイ」および軽度者に対する福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）例外給付申請書（様式第1号）「福祉用具を必要とする理由」欄の「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」に該当する可能性があるかどうか確認をする。

(2) 医師への照会

ケアマネジャーは、当該被保険者の状態が「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」に該当するかどうか医師に照会する。（医師に照会する医学的所見は、①必要とされる福祉用具、②疾病その他の原因およびそれに起因する状態像を具体的に記載してもらう。やむを得ず書面での回答が得られない場合は、ケアマネジャーが医師に所見を聴取し、聴取日時・方法・内容・医師氏名等を記録に記載する。）

(3) サービス担当者会議の開催

上記(2)において、「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」に該当するとの所見が示された場合、ケアマネジャーは、サービス担当者会議を開催し、福祉用具専門相談員等からの意見および適切なケアマネジメントにより福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して必要な状態であるかどうかを判断する。

(4) 介護保険福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）例外給付申請書（以下「申請書」）の提出

上記(3)において、福祉用具を貸与することが必要な状態であると判断した場合、ケアマネジャーは北斗市に「申請書」（様式第1号）および例外給付基本調査票（別紙）を提出する。

注：①居宅（介護予防）サービス計画書（被保険者本人またはその家族の同意のあるもの）、②サービス担当者会議の記録等、③医師の所見等を添付する。

(5) 北斗市での確認

北斗市は、申請書の内容が添付書類（①、②、③）により確認できるかどうか下記の判断基準に照らし合わせ、例外給付の対象であるかどうかをケアマネジャーに通知する。（「介護保険福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）例外給付確認通知書」をケアマネジャーに送付するので、福祉用具貸与事業所に写しを提供し、原本を居宅介護（介護予防）支援事業所で保管すること。）

【 例外給付申請時の確認事項 】

- ① 居宅（介護予防）サービス計画書に「利用者またはその家族の同意」・「当該福祉用具が必要な理由」・「貸与種目および貸与事業所」が記載されていること。
- ② サービス担当者会議の記録等に「開催日」・「出席者」・「医師の所見」・「医師氏名」・「福祉用具貸与の例外給付についての検討内容」・「福祉用具専門相談員等からの意見」等が記載されていること。
- ③ 主治医意見書、医師の診断書等（文章による照会の回答等）、医師からの所見を聴取した記録（聴取日時・方法・内容・医師氏名が必要）に、「被保険者氏名・医師氏名・疾患名」・「どの状態像に該当するか」・「どのような動作等が困難なのか」・「必要となる福祉用具の種目」等が記載されていること。